

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年 10 月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500060号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500014号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間⑫から⑳までの標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑫から⑳までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間⑫から⑳までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間⑫から⑳までの標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑫から⑳までの訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月21日
② 平成20年7月21日
③ 平成20年12月21日
④ 平成21年7月21日
⑤ 平成21年12月21日
⑥ 平成22年7月21日
⑦ 平成22年12月21日
⑧ 平成23年7月21日
⑨ 平成23年12月21日
⑩ 平成24年7月19日

- ⑪ 平成 24 年 12 月 21 日
- ⑫ 平成 25 年 7 月 20 日
- ⑬ 平成 25 年 12 月 21 日
- ⑭ 平成 26 年 8 月 2 日
- ⑮ 平成 26 年 12 月 22 日
- ⑯ 平成 27 年 7 月 21 日
- ⑰ 平成 27 年 12 月 22 日
- ⑱ 平成 28 年 12 月 24 日
- ⑲ 平成 29 年 7 月 26 日
- ⑳ 平成 29 年 12 月 22 日
- ㉑ 平成 30 年 7 月 21 日
- ㉒ 令和元年 7 月 20 日

請求期間①から㉒までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

請求期間①から⑪までの賞与明細書は所持していないが、請求期間⑫から㉒までについては賞与明細一覧（写）及び賞与明細書として会社から渡された手書きの書面（写）を提出するので、調査の上、請求期間①から㉒までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑫から㉒までについて、請求者から提出された賞与明細一覧（写）及び平成 27 年 7 月の賞与明細書として会社から渡されたとする手書きの書面（写）（以下「賞与明細書」という。）並びに事業主の回答及び陳述により、請求者はA社から、賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑫から㉒までの標準賞与額については、賞与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑫から㉒までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑫から⑳までについて、請求者から提出された賞与明細書により、請求者はA社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額をそれぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑫から⑳までの訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①から⑩までについて、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨回答並びに陳述している。

また、請求者は、請求期間①から⑩までに係る賞与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑩までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間		賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額
⑫	平成25年7月20日	32万円	31万4,000円	31万4,000円	32万円
⑬	平成25年12月21日	32万円	30万7,000円	30万7,000円	32万円
⑭	平成26年8月2日	29万円	27万9,000円	27万9,000円	29万円
⑮	平成26年12月22日	29万円	27万3,000円	27万3,000円	29万円
⑯	平成27年7月21日	29万円	27万3,000円	27万3,000円	29万円
⑰	平成27年12月22日	29万円	26万7,000円	26万7,000円	29万円
⑱	平成28年12月24日	29万円	28万5,000円	28万5,000円	29万円
⑲	平成29年7月26日	29万円	28万5,000円	28万5,000円	29万円
⑳	平成29年12月22日	31万円	30万2,000円	30万2,000円	31万円
㉑	平成30年7月21日	31万円	30万2,000円	30万2,000円	31万円
㉒	令和元年7月20日	31万円	30万2,000円	30万2,000円	31万円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500286号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年8月16日から同年9月1日まで

私は、平成30年11月1日にA法人へ入職し、配属先のB事業所を令和2年8月31日付けで退職したが、厚生年金保険の記録では、当初、同法人における資格喪失年月日が同年8月16日となっていたところ、その後、事業主が当該記録は誤っていたとして同年9月1日に訂正する旨の届出を行ったが、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

調査の上、請求期間を保険給付の対象となる期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る退職願(写)、A法人の委託先社会保険労務士事務所から提出された請求者の請求期間に係る給与明細一覧表(令和2年9月度給与)(写)(以下「給与明細一覧表」という。)及び事業主の陳述から、請求者は当該期間において、同法人に在籍していたことが認められる。

また、給与明細一覧表によると、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額がそれぞれ記載されていることが確認できる。

しかしながら、A法人からの給与振込口座であったとして請求者が提出した預金通帳(写)によると、給与明細一覧表における差引支給額の振込記録が確認できないところ、請求者は、請求期間に係る給与について、当該預金通帳以外に振り込まれる口座はなく、現金手渡しで支払われることもない旨陳述しており、請求者に同法人から給与明細一覧表に係る給与が支払われたことを確認することができない。

また、事業主は、給与の支払等について、請求期間当時は金融機関への振込であったが、給与システムにおいて、請求者への令和2年9月の給与の支払及び振込はないことが確認できる

ため、給与明細一覧表に記載されている給与の支払及び厚生年金保険料の控除は行っていないと思われる旨陳述している。

さらに、給与明細一覧表及び請求者から提出された給与明細書（写）について、C市から提出された請求者の令和3年度市民税・県民税の課税状況について（回答）により検証したものの、給与明細一覧表における請求期間の給与が含まれていたことを確認することができない。

これらの事情を踏まえると、請求者が、A法人から請求期間に係る給与を支払われていたことを確認することができず、当該期間に係る厚生年金保険料を控除された事実があったとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。